

「安全」概念の多様化とその矛盾

——蒲生俊文の安全思想を中心に——

堀 口 良 一

目 次

はじめに

1. 人道主義的概念としての「安全」
2. 「安全」概念の多様化
3. 安全運動と能率増進運動
4. 「経済問題」と「人道問題」の矛盾

おわりに

はじめに

蒲生俊文（1883-1966年）⁽¹⁾は1914年（大正3年）に勤務先の東京電気株式会社⁽²⁾で安全運動（労働災害防止運動）に取り組み始めて以来、晩年に至るまで一貫して安全運動の第一線にいた。とりわけ、戦前期には、その運動面でも思想面でも中心的な役割を担った。この意味で、蒲生の安全運動への取り組みについて検討することは、日本の——とくに戦前期の——安全運動の主要な流れを理解することにつながる。

この論文では、蒲生が安全運動の中で、どのような「安全」の概念を思い描いていたのかについて具体的に検討することで、戦前期の安全運動が抱えていた理念上の矛盾を明らかにする。

1. 人道主義的概念としての「安全」

蒲生が取り組んだ安全運動の究極の目的は、「安全運動は所謂災害防止なる目的の実現に向つて努力すること」（蒲生 1943b：190）にあり、それはまた、「安全運動は何処までも安全運動である」（蒲生 1943b：191）という彼の言葉に集約される。つまり、安全運動は、まず何よりも、「災害防止」という「安全」そのものを追求することを目的とする運動であった。別の言葉でいえば、安全運動は、蒲生にとって、あくまでも「安全といふ中心目的達成の為の運動」（蒲生 1943b：190）に他ならなかった。

そして、この「安全」を追求することになる発端は、蒲生が勤務していた東京電気の工場で起きた労働者（職工）の感電死事故の体験にあった。すなわち、

偶々感電即死事故が発生した。けたゝましい電話の通知に急いで現場に行つた余は兎も角も遺族に人を走らせたのであつた。口から泡を吹き乍ら死んで行つた。高圧電流が左手から心臓を貫き流れたのであつた。未亡人が駆け付けて其死骸に取縋つて泣くより外に語は無かつた。余は只ゝ胸を打たれて自然に涙のにじみ出るのを禁じ得なかつた。余の安全運動は此の涙から出たものと言ふことが出来る。『さうだ！ 安全運動を猛然と起して彼等を助けよう』斯う言ふ心持ちであつた。（蒲生 1942：4、傍点引用者、以下同じ）

と蒲生が回想するように、彼が安全運動に邁進する直接のきっかけは、この労災事故で亡くなった労働者とその遺族への同情と悲しみにあった。また、これと酷似した体験を、当時、蒲生と同じく、管理職の立場から工場

における労働災害に心を痛めていた三村起一（1887-1972年）も持っていた⁽³⁾。

蒲生は、また、労働者の生活実態を想像し、労働災害がもたらす悲哀をよく感じ取っていた。たとえば、蒲生は次のようにいう。

或は電撃に遭ひ、或は調帯に捲かれ、或は齒輪に挟まれ、或は圧機に囚はれ、或は起重機に触れ、其の他各種各様の災害に因りて或は即死し、或は負傷し、依て以て労働不能の不具者と為り、然らざるも悲惨なる現状に接触するもの誰か一片同情憐憫の情が無いであらうか。従業員は個人としては其の労働の成果に抛りて生活して居るのである。年老いたる母は其の手に縋つて生きて居る。其の妻も其の子も只一人の稼人たる彼に抛りて生活して居る。一朝不慮の災厄に接して或は其の生命を失ひ又は不具者となつて相率ゐて窮迫に陥るのは悲惨なことではないか。

工業は今日国家の活力及び国民の凡ての生活を織り出すところの最も大切なる力である。万人が其の為に利益恩沢をこそ受くれ、其の為に何人をも不具者にし又は生命を奪ふことは我々の良心の許さざるところである。（蒲生 1943b：144-145）

当時、工場労働者と直接向き合っていた蒲生と三村の二人に共通する点の一つは、彼らが安全運動を始めた直接の動機が労働者を災害から守ろうとする人道主義にあった。さらに、彼らが被災労働者に対する以上に、残された家族、とりわけ未亡人に対して強い憐憫の情を示している点も、共通点として指摘できる。

工場労働者は、当時、過酷な自由競争の下に劣悪な労働条件下で「弱者ノ位置」（岡 1917c：250）に置かれていた上に、「産業災害の犠牲者が或は

労働一部不能又は全部不能となり又は死亡し、本人若くは其の収入に依存しつつあつたところの家族が俄に収入の道に窮し、生活の最低限度の限界線を突破して陥没する者あることに想到するならば其の惨状測るべからざるものがある」(蒲生 1943b : 154) というものであった。当時は、労働災害に対する補償は貧弱で、かつ社会福祉の在り方が極めて貧困であったことに加え、万一のために貯蓄して備えるという観念も労働者に希薄であった。

実際、当時の日本では、未亡人とは、「自ら働いて生活の資を得るとしても、得る資は生きるべき人の口を糊する糧に充たぬといふ場合が多い」(三宅 [1923] 1986 : 32) 中で、「『貞女両夫に見えず』と云ふ様な形式の思想が、あくまでも人々の頭に深くしみ入つて居る」(三宅 [1923] 1986 : 4) ために、「良人の死と云ふ事は直ちに明日の食物に差支へるといふ人々」や「路頭に迷ふと云ふ人々」(三宅 [1923] 1986 : 32) のことを意味した。それゆえ「弱者ノ位置」にある労働者の家庭の中で、さらに弱者である未亡人は二重の意味で社会的に「弱者」であり、未亡人という名は、まさに「痛ましい名」(三宅 [1923] 1986 : 10) として受け止められていた。

蒲生も三村も、安全運動の原点に、こうした個人的体験があった。そして、この体験は過度に感傷的でも偽善的でもなかった。彼らは当時の社会の矛盾の一つを強く感じる職場にいて、共通の反応を示したのである。したがって、彼らの個人的体験は、当時の社会の状況によって作り出されたという意味で、個人的というよりむしろ社会的であり、偶然ではなく必然であった。

ただ、彼らが同時代の多くの人たちと違っていた点は、この事故を「工業固有の危険」(蒲生 1943b : 143) ゆえの不可抗力であると捉えず、努力次第で回避可能な事態であり、それゆえ事故は防止できるという信念を抱

いて安全運動に身を投じた点にある。

これについて、蒲生は次のようにいう。

斯くして人間蔑視の時代には、災害の如きは工業固有の危険と称して当然工業活動には付きものであつて已むを得ざるものと認識したのであつたが、人は機械よりも偉大なるの確信のもとに災害防止の努力が、苟も今日の吾人の知識と技能との水準によつて、最小限度に於て其の半数を防止し得べく、大に努力するならば九十乃至九十八パーセント防止し得べしと唱導さるゝ今日に於て、安全問題を無視するが如きは、故なくして自ら生命を断つと其の愚は選ぶところなきものである。(蒲生 1943b : 143-144)

まさに蒲生と三村が安全運動に乗り出そうとした1910年代は、労働災害が「已むを得ざるもの」から「防止し得べし〔もの〕」(〔 〕内引用者、以下同じ)への認識の転換が図られようとしていた時代であった。また、従来では回避できないと見なされていた労働災害が、二人の眼には回避できると映ったことが、安全運動に身を投じた彼らの原動力であった。そして、この二人が認識の転換を一足早く図ることができたのは、先行していた合衆国の安全運動の状況を把握し、災害を人為的に回避できることを確信していたからである⁽⁴⁾。

さらに、蒲生と三村の体験に関するもう一つの共通点として挙げられるのは、二人とも、職工の死亡事故に遭遇したのが入社して間もないころだということである。彼らは、永年の勤務により災害は「已むを得ざるもの」という通弊に慣らされてしまう以前に、始まったばかりの合衆国の安全運動について知る機会に恵まれた。そして、その安全運動という出口の発見が、彼らが受けた辛い体験に由来する心理的内圧の高まりを、そこへ逃が

してやることを可能にした。すなわち、彼らが災害は不可避であるとする「宿命観」^⑤を受け入れる必要から自由であったことが、彼らを安全運動へ突き動かした重要な内的要因である。

このように、安全運動は工場労働者を労働災害から守る運動として出発し、この意味で「安全」は何よりも人道主義的な概念であった。

2. 「安全」概念の多様化

しかしながら、工場労働者の凄惨な災害現場を目にすることもない世間の大多数の人々には、労働者を労働災害から守るための安全運動を始める必要性を理解するのは困難であった。安全運動を開始するにあたって、蒲生や三村が直面した最初の課題が、まさにここにあった。つまり、労働者を災害から保護するという人道主義の理念だけでは、安全運動への世間の理解は得られないという点であった。とくに、費用のかかる安全設備の導入や労災補償の充実など、安全対策を実施する責任主体としての工場経営者の理解を得るのは容易ではなかった。

したがって、安全運動は、その初期の段階から、労働者を災害から守るという意味での人道主義的な「安全」の概念を拡張し、より魅力的な目的を兼ね備えた「安全」の概念を示し、「安全」の追求が社会に及ぼす絶大な効果について訴える必要があった。

実際、1910年代に安全運動が開始されるや否や、安全運動が「災害防止」を目的とする人道主義的な「安全」の達成以外に、他の目的を列挙するようになった。また、場合によっては、「安全」は安全運動の「中心目的」ではなく、むしろ他の目的に対する手段ないしは副次的な目的とさえ見なされることすらあった。

たとえば、「国家の重大資源」（蒲生 1942：99）である労働力の損失は

「国家活力の破壊」（蒲生 1942：99）であり、「五十歳まで活動すべき従業員が二十歳にして不幸災禍に罹り死亡したと仮定すれば、残余三十年の活動力を国家は失ふのである」（蒲生 1943b：165）という主張がなされ、また、「国富の増進を計らんが為に所謂安全第一主義を実行し」（岡 1917a：21）、延いては安全運動が「国を富まし、国を護る」（岡 1917b：1-2）ことが説かれたりした。つまり、この場合には、安全運動は国益増進を目的とし、また国益増進の手段として捉えられているのである。

その他にも、能率増進が安全運動の目的として位置づけられ、さらに「貧窮問題」や「犯罪問題」などの「社会問題解決の一端として、安全運動の問題を考へなければならぬ」（蒲生 1943b：157）というように、安全運動の対象は、労働者、工場、経済、社会、国家へと広がり、そしてその目的も、人道主義、能率増進、社会問題の解決、国益増進などと多様化していった。

また、蒲生が述べる次の文章は、「災害防止」としての「安全」の在り方が、「最後の目的」ではないことを主張している。

安全運動とか、災害防止とかいふと、災害を防ぐことのみを心にとられて、災害を防ぐためには作業能率は多少下がつてもやむを得ないといふやうに考へる人もありますが、これは大なる考へ違ひであります。〔…〕「安全」といふのは、決して、危険を避けるのが最後の目的ではなく、職場の人々が揃つて円滑に仕事を進め、大いに能率を上げるために、災害を防がうとするものであります。（蒲生 1943a：148）

ここでは、安全運動の「最後の目的」は「円滑に仕事を進め」、「大いに能率を上げる」ことにあり、「危険を避ける」ことや「災害を防がうとする」ことはもはや「最後の目的」ではなく、仕事の円滑化や作業能率向上

のための手段として位置づけられている。

このように、安全運動を推進する指導的立場にいた蒲生の主張においても、安全運動の第一の目的が必ずしも、労働災害を回避して労働者を事故から守るという意味での「安全」に置かれていたわけではない。むしろ、安全運動を取り巻く状況の変化に応じて、あるいは安全運動への協力を呼び掛ける相手に応じて、安全運動の推進にとって一番効果的な説かれ方がなされてきた面もある。

しかし、それによって、さまざまな目的が並置される結果を招いた。すなわち、安全運動の目的は工場労働者を労働災害から守ること以外に、安全運動の結果、労働災害の減少によって作業能率の向上が工場経営者の利益を増大させ、また、そうしたことによる工業の健全発展が国益を増大させるなど、さまざまに安全運動の目的や効用が説かれることとなった。もっとも、安全運動の目的が多様化すればするほど、その多様化した目的が人々を引きつける範囲を押し広げるので、運動を推進する観点からは好都合であった点は否定できない。

ただし、安全運動の実際においては、蒲生がいうように、数多くある諸目的の中で「災害予防の問題は主として経済問題として痛切に説かれ」（蒲生 1930：17）、「事業の能率経済を考慮する者は先づ災害予防に着手すべきであ〔る〕」（蒲生 1926：8）と声高に唱えられたため、世間の受け止め方においては、「人道問題」は脇に追いやられ、労働者にとっての「安全」は概して二次的な問題と見なされる傾向が強かった。

ところで、蒲生によれば、安全運動における「経済問題」には2つの側面があった。

まず1つには、消極的な側面である。工場で安全運動を始める際に経営者が躊躇するのが、安全運動に取り組むことで「損を為さないか、其費用は何程で、幾何の節約が出来るか」（蒲生 1917b：10）という消極的な姿勢が

あった。蒲生は、この点を見抜き、事故による被災者への「支払」、「病院の払ひ治療手当」、「負傷の為に熟練職工が居なくなり、又は其代りに不熟練の職工が働く為めに起る処の生産の減少又は遅延」（蒲生 1917b：11）などの経営上の損益を発生させるということについて例を挙げて説明し、これらの損失を「減ずる最も正確な方法は事故防止で有る」（蒲生 1917b：11）と述べ、「経済問題」の消極面について論じた。

また、2つ目には、積極的な側面である。つまり、蒲生は、「能率増進を来さんとすれば先づ我が安全第一で無ければならぬ」（蒲生 1918：29）と説き、安全運動が能率の増進を促し、延いては生産性の向上と利益の増加につながることを指摘して、「経済問題」の積極面についても論じた。

こうした「経済問題」の消極面（損失の削減）および積極面（能率の増進）の両面について説く蒲生の姿勢は、安全運動の当初だけでなく、のちになっても繰り返し見られる。

たとえば、1926年に刊行された『工場災害予防の話』の中で、「工場災害予防の必要」の理由の一つとして、「能率及び経済上の理由」を挙げ、「能率増進」を図り、「無用の支出」や「無益の浪費」を除去するための安全運動の必要性を説明している（蒲生 1926：6-8）。

さらに、1943年に刊行された『戦時下の産業安全運動』でも、「能率の増進」と「回避し得べき浪費」の除去（蒲生 1943b：150）に関して、「安全運動は誠に現時工業活動の根底に於ける重大な要件である」（蒲生 1943b：146）と指摘し、安全運動の「経済問題」に果たす役割の重要性を説いている。とくに、安全運動の目的に「能率増進」が掲げられたことは、ほぼ同時期に始まった能率増進運動からの影響が見て取れる。

そこで、次に、安全運動と能率増進運動の関係について検討してみよう。

3. 安全運動と能率増進運動

安全運動の諸目的の中で「経済問題」を強調することは、蒲生において、直ちに「人道問題」を軽視することを意味しなかった。それは、この2つの問題がそれぞれ「楯の半面」(蒲生 1942:201)であり、他方を忘れて安全運動を続けることは、現実を無視するか、当初の理念を忘却することになり、安全運動が危機に陥ってしまうことを蒲生は自覚していたからである。したがって、蒲生を悩ませていたのは、「経済問題」という現実を無視せずに、どのようにして運動の原点である「人道問題」を安全運動の目的として正当に位置づけることが可能かという困難な課題であった。

蒲生も発起人として関わった「安全第一協会」が主導する安全運動が始まるのは1917年であるが、この日本で最初の本格的な安全運動が始まった時期は、合衆国から入ってきた科学的管理法を中心とする能率増進運動が普及し始めていた時期——1915年(大正4年)ごろ——と重なる⁽⁶⁾。たとえば、1917年には、農商務省の官僚で安全運動にも関わった岡実(1873-1939年)⁽⁷⁾は、「米国の『デラー』が其の名著学理的管理法に於て『エフィシエンシー』の増進と謂ふことを唱導して以来、我国に於ても、能率問題は大分喧しくな〔り〕」(岡 1917a:20)、「数年前より我国の工業界に於て労働能率の増進と謂ふことが大分問題となつて来た」(岡 1917b:9)と述べ、また翌年の1918年には、蒲生が、「安全第一なる語と共に能率増進と云ふ語は本邦に於ても大流行を成した」(蒲生 1918:29)と指摘している。

こうして、安全運動の目的を「能率」の増進に求める在り方は、当時、流行し始めた能率増進運動を意識した結果でもあったが、この能率増進運動と安全運動の結合——あるいは、安全運動の能率増進運動への接近——は、その後の安全運動においても引き続き見られた。

そして、「安全道の真髓を把握せんとする者、今日に於ては已に天下に充つるに至つた」（蒲生 1943b: 3）といわれるまでに安全運動が普及した 1943年に蒲生が刊行した著書の中で、彼は次のように述べる。

苟も事業といふ以上は、能率といふことを考へざる者はない。能率問題を云為する者は必ず科学的管理論に論及するのである。科学的管理の祖テーラーの定義するところによれば、『科学的管理とは回避し得べき浪費を除去し、生産の過程及び方法の一般的改良並に生産物の正当なる且つ科学的なる配分に依つて雇主、従業員、及び社会全般の共同的利益を助長せんとするに在り』とある。即ち能率を増進せんとするものは、先づ回避し得べき浪費を除去するを以て先駆とするのである。（蒲生 1943b: 150）

ここでいう「浪費」とは、主として「産業災害」（蒲生 1943b: 150）を意味する。蒲生は、「災害を防止することが其れ自身が如何に工場能率経済の上に重大なる役割を演ずるか」という点や、「此の点〔工場能率経済の点〕から見て安全運動が如何に効果的であるか」（蒲生 1943b: 152）について説明しながら、安全運動によって「浪費」の中で最大の位置を占める「産業災害」を減らすことが可能だという。

こうして、安全運動の意義が「経済問題」、とくに「能率」の増進との関連で位置づけられ、それによって逆に、安全運動の重要性が説かれた。そして、こうした状況は安全運動の初期の段階から、1928年に始まる「全国安全週間」の実施以降、安全運動が全国的な広がりを見せた後においても、見受けられたのである。

さて、日本においては、能率増進運動と安全運動は、それぞれ別の経路から、ほぼ同時期に合衆国から紹介・導入されたのであるが、両者の運動

の関連について次に見ておこう。

まず、1911年に合衆国で刊行されたテイラー (Taylor, Frederick Winslow, 1856-1915年) の『科学的管理法』 (*The Principles of Scientific Management*) は、間宏によれば、1912年に横河民輔によって『科学的経営法原理』 (非売品) として、続いて1913年に星野行則によって『学理的事業管理法』 (崇文館) として、それぞれ翻訳・刊行され、「科学的管理法は、日本でも、十五年 (大正四) 年以降、次第に普及され始め […] 科学的管理法を中心とした能率増進運動は、 […] 着実にわが国に普及していった」 (間 1990 : 解説8-9)。

他方、1908年⁽⁸⁾ に開始された「安全第一」 (Safety First) を標語にした合衆国での安全運動は、1913年に小田川全之 (1862-1933年)⁽⁹⁾ によって足尾銅山に導入され、続いて、1914年に東京電気で安全運動に取り組んでいた蒲生俊文と合衆国の安全運動を直接見聞し1916年に帰国した内田嘉吉 (1866-1933年)⁽¹⁰⁾ が中心となって日本で最初の安全運動推進団体「安全第一協会」が1917年に結成され、安全運動が社会運動として広がり始める。

そして、1910年代の日本において、この2つの運動は重なり合い、ともに発展していった。こうした事情は合衆国でも似通っていた。安全運動における「能率」の概念と科学的管理法における「能率」の概念との関連性は、日本だけでなく、合衆国においても意識されていた。実際、合衆国の安全運動を推進したセイフティマンは、「安全」と「能率」の結びつきを強く意識していたことについて、合衆国の安全運動に詳しい上野継義は、次のように指摘する。

[アメリカ合衆国においても] 安全運動は能率運動とも決して無関係ではなかった。セイフティマンは安全と能率とは矛盾しないという主張を繰り返しており、 […] 安全の強調が現場の能率を阻害するのでは

ないかと危惧する経営者やライン管理者を説得して安全運動を導入しようとしていたセイフティマンにとって、「安全は能率である」という主張は経営者や現場ラインの管理者の協力をひきだすうえでの恰好の宣伝文句として利用されていたのであり、テイラーの科学的管理法と直接関係をもたない企業のセイフティマンにとってさえ重要な合言葉であった。(上野 1995 : 141)

なお、上の引用文にある「セイフティマン」(safety man)とは、企業の安全管理者で、セイフティマンたちは安全運動を推進する中で1913年に「全国安全協議会」(National Safety Council, NSC)を設立し、組織的な防災活動の普及に精力的に取り組んだのである(上野 1997 : 20)。

したがって、日本版 NSC ともいえる「安全第一協会」を1917年に設立して安全運動の普及に尽力し、労働災害防止をはじめとする企業の安全管理の責任者にあった蒲生も、「能率」の増進という経済問題が安全運動の普及に役立つことを意識し、「安全」と「能率」を結びつけて安全運動の意義を説いた点や、安全運動を社会的に組織して——社会運動あるいは社会改革として——「安全」の普及を図ろうとした点において、セイフティマンとその精神を共有していた。この意味で、蒲生は疑いなくセイフティマンの一人であった。

ところで、安全運動は、科学的管理法の影響を受けた能率増進運動における「能率」の概念を援用していたが、ここで「能率」という場合、科学的管理法における「能率」と安全運動における「能率」は、微妙に異なる概念である。

上野継義の興味深い指摘によれば、「現場作業集団の権威構造に注意を払う安全運動の集団主義的な能率概念は、テイラーの個人主義的な能率概念とは本質的なところで相いれない部分があったと考えられ」(上野 1995 :

141)、「現場の意思疎通を円滑にしてとにかく安全を確保すること、これが安全運動の課題であり、労働災害による作業の中断を回避することが結果的に能率の向上にも結びついたわけで、労働者ひとりひとりから最大限の労力をひきだすような能率とは性格が異なっていた」(上野 1995:142) という。

この点については、実は、蒲生もよく認識していた。蒲生は、

工業工程に於ける中絶〔作業の中断〕は作業能率を減少し、生産を減少し、生産原価——即ち修繕費、勤務回復費其他中絶によりて直接生じたる費用を除き——を増加すると言うて差支は無い。(蒲生 1942: 129-130)

と述べ、「中絶」の結果、発生する損益について注意を促すとともに、また逆に、「災害予防は〔…〕生産及び生産能率を増大し生産原価を減少する」(蒲生 1942: 130) と述べている。そして、蒲生は、この「能率」の増進は、集団主義的な方法によって効果的に遂行されるのだという。すなわち、

〔テイラーの科学的管理法における〕時間研究、動作研究の如き努力は作業の科学的処理に於て必需欠くべからざるものではあるが其等研究の依て以て発揚さるべき人の存在を無視しては折角の研究も徒勞に帰することがある。先づ以て融合一致統一団体の出現を待ちて而して之と並行して後始めて各種末稍的研究努力が効を奏するのである〔る〕。(蒲生 1936: 68-69)

また、別の著書においても、蒲生は次のように述べる。

予防し得べき災害は甚しき浪費であり、著しき産業の負担である。財界不況の今日殊更に此浪費を思はざるを得ないのである、然も、此の浪費は組織的運動によりて排除することが出来ることは已に事実上の智識であ〔る〕。(蒲生 1942: 25)

つまり、蒲生は、「能率」の増進は「融合一致統一団体」において可能であり、また、安全運動という「組織的運動」により効果をあげると考えていた。したがって、この点で、上野が先に指摘したように、安全運動における「能率」と科学的管理法のもとでの能率増進運動における「能率」は異なっていた。

さらに重要な点は、こうした集団主義的か個人主義的かという方法の違いだけでなく、そもそも両者において目的自体が異なっていたことである。つまり、安全運動は、労働者の「安全」の確保（労働災害防止）を直接の目的とするのに対して、科学的管理法は「能率」の増進（生産性の向上）を直接の目的としており、職場全体の一致協力の下に生み出される安全運動の結果としての「能率」は、科学的管理法の影響を受けた個人主義的な「能率」とは、原理的に相容れない概念であった。

しかし、こうした事情にもかかわらず、安全運動が「能率」の増進にとって良好な結果を示し、能率増進運動と重なり合う部分が存在したことは安全運動を進める上で有利であったに違いない。ただし、蒲生にとって、安全運動を能率増進運動に還元してしまふことができない以上、能率増進を謳い文句とすればするほど、安全運動の独自性が脅かされ、さらには安全運動の理念が不明確とならざるを得なかった。

次では、「楯の半面」として無視できないと蒲生が考えていた「人道問題」が「経済問題」と矛盾・対立する危険性を、蒲生がどのように認識していたかについて検討してみよう。

4. 「経済問題」と「人道問題」の矛盾

上で見たように、能率増進運動は、安全運動の重要な目的の一つである「経済問題」を達成する上で利用価値があり、互いに重なり合う部分があったが、両者が掲げる「能率」の概念に基本的な違いがあった。

しかも、安全運動を能率増進運動に還元できないもう一つの理由は、「経済問題」の観点のみに安全運動の意義を求めるならば、合理的な経営者にとっての安全運動は単なる損得勘定の一つとなり、損失が生じる場合には安全運動は直ちに中止となる事態を招くことへの憂慮にあった。実際、こうした「経済的打算」(蒲生 1942 : 25) に立脚した安全運動を危惧して、蒲生は次のように述べる。

[...] 工業安全運動が、利に機敏なる工場主の立場より経営の問題として有利なることが具体的に証明されて居るが故に、一種の経済問題として取扱はれて居ることは周知のことではあるが、経済問題の解決は安全運動の直接正当なる目的では無くして、只其実現に伴ふところの副産的好影響であるに止まる。斯くの如き工場主は、差当りに何等経済的利益の首肯し得べきものが無いならば、其努力を中止するであらう。(蒲生 1937 : 286)

つまり、「経済問題」は「直接正当なる目的」ではないという。したがって、安全運動を発展させる便宜上の方策として「経済問題」の側面を強調するとしても、安全運動が能率増進運動と同一視できない以上、能率増進だけを前面に押し出して安全運動を進めることに限界があった。また、たとえ「経済問題」が経営者に説得力を持ち得たとしても、それは経営上の

利益をもたらす限りにおいてであり、利益が出ない場合には安全運動の存在意義を根底から覆すものであって、安全運動の理念として信頼できるものではなかった。

実際、蒲生は、

或雑誌は安全運動の人道的立場からの主張など言ふけちなことでは駄目だ。経済上重大なる意義を堂々と立論せよと論じて居た。熟々惟るに、之等は或は可成りに広い範囲に亘りての世人の安全運動に対する認識であるかも知れない。(蒲生 1937 : 273)

と述べた上で、この経済主義に偏った偏頗な立場を批判している。また、安全運動に理解のあった岡も蒲生とよく似た立場¹¹⁾であった。しかし、現実において「人道主義」に対する社会の視線は冷たかった。

蒲生は「人道問題」に固執したが、それは「人道問題」が安全運動の「直接正当なる目的」であり、安全運動を彼が始めた直接の動機がそこにあったからである。安全運動は、その出発点から「人道主義」に強く動機づけられ、「弱者」たる労働者やその家族に対する社会福祉的な理念を掲げていた。蒲生が、安全運動は「労働福祉運動」(蒲生 1942 : 25)であると述べ、そこにおいて「福祉増進に痛心するの心的態度が無ければならない」(蒲生 1942 : 27)と説く所以である。

実際、蒲生自身も安全運動を開始した当時、「東京電気株式会社の福利部の主脳として働いて居った」(蒲生 1930 : 11)のであり、のちに内務省に移り、その嘱託として安全運動に専念していた時の部署は財団法人産業福利協会であった。蒲生にとって、安全運動は労働者の「福祉」あるいは「福利」を増進するための運動を離れては存在しえないのであった。

「経済活動として見たる安全も、人道問題として見たる安全も、皆楯の半

面」(蒲生 1942: 201) であると考えていた蒲生は、「経済問題」としての能率増進を繰り返し強調していたが、それは安全運動の普及が「人道問題」を解決するために有利になるからであって、理念の上では、安全運動において「経済問題」と「人道問題」の2大目的が、どのように両立可能であるかについて常に意識していた。すなわち、運動面とは異なり、理論面においては、「経済問題」を追求した結果として「人道問題」が解決されるのではなく、「経済問題」を追求することが、同時に「人道問題」の解決に結びつくような安全運動の理念を模索していた。また、それは逆に言えば、「人道問題」を追求することが、同時に「経済問題」の解決に結びつくような安全運動であった。

これまで見てきたように、安全運動の「中心目的」は、蒲生においては、工場労働者を災害から守るという意味での「安全」の達成にあり、この「安全」の達成を通して、「経済問題」と「人道問題」の両者を同時に解決することにあつた。

そして、「経済問題」には「浪費」の削減と「能率」の増進が、「人道問題」には「危険」の回避(労働災害の防止)と労働者の「福祉」または「福利」の増進が、それぞれ重要な目的として置かれていた。また、それらを比較すれば、前者の「浪費」の削減と「危険」の回避は消極的な目的であるのに対し、後者の「能率」の増進と労働者の「福利」または「福祉」の増進は積極的な目的であった。つまり、安全運動は、「回避し得べき浪費」の除去(蒲生 1943b: 150)以上に、「生産及び生産能率を増大し生産原価を減少する」(蒲生 1942: 130)という効果を、また、「災害防止なる目的の実現に向つて努力すること」(蒲生 1943: 190)以上に、「従業員の生命を防護し其健全を擁立せんとするところ」(蒲生 1942: 96)に意義を見い出そうとした。そして、それらは、「安全」の積極的な価値として社会に誇示することができた。

これは安全運動に向けられた「消極的退嬰的」という批判に対する対応であり、「安全は積極的建設的努力である」（蒲生 1943b：83）ことを社会に示すことを意図していた。これについて蒲生は、1943年に刊行した著書の中で、次のように述べている。

然しながら私が日本に宣伝普及させ指導し来つた安全運動は、米国等に於けるやうな単なる安全其の者を意図するものでは無かつた。彼等の安全は他の者を犠牲にしても先づ第一に安全といふ様な感じが深かつた。彼の安全の大家デ・プロイスが其の著書の中に『第一に安全、第二に能率』と書いてゐるのを見ても明かである。処が我々は之とは趣を異にして全く日本独特のものであつた。若し安全が世間一般で考へて居た如く消極的退嬰的のものであつたとしたならば、其は吾人の積極的生活に向つて為すところが少いであらう。之を自動車災害の例にとれば、若し消極的に考へるならば、街路に出でざれば自動車に触るる虞なき故に外出を見合はずべく、又荷物自動車が店頭に入つた事故もある故に、奥に引込み居るがよしなどと考へるならば、現代生活は出来ないであらう。又其と同じく工場に於ても、機械に触るるが故に災害を生ずるとせば機械には近寄らず、又は工場は災害多きところ故工場へ行かないのが安全であるといふことになつて、安全努力本来の趣意を没却するに至るのである。安全は積極的建設的努力であることを確認しなければならぬ。（蒲生 1943b：82-83）

つまり、蒲生にとって、日本の安全運動は、「能率」や他の「積極的生活」を犠牲にした上での「単なる安全其の者を意図する」ような「消極的退嬰的」な運動ではなく、「安全」の実現と「能率」の増進が同時に達成されるような「積極的」な運動であつた。

もっとも、合衆国の安全運動が事実として蒲生の解釈するような運動であったか否かについては、ここでは重要ではない。むしろ、蒲生が意図したことは、日本の安全運動が費用を要するのみで何ら生産的建設的でないを受け止められていた当時に支配的であった社会の眼差しを転換し、「安全」が単なる災害予防に終始しない建設的かつ積極的で多様な社会的意義を含んでいる点を強調することにあった。

なぜなら、「世上多く安全第一は退嬰主義で、国民の元気を阻害し、国家有用の事業をして頓挫せしめるに至るかもしれないなどと大に悲観的気分を漂はす浅見者流」（蒲生 1917a:55）という世間の誤解に対して、安全運動の推進者たちは論駁する必要があったからである。実際、経営者の目に莫大な経済的負担が生じると映った安全運動は、まさに「国民の元気を阻害し、国家有用の事業をして頓挫せしめる」ものと受け止められていた。それゆえ、単に「災害予防」によって、労働者の「安全」を確保し、「回避し得べき浪費」（蒲生 1943b:150）を除去するという消極的な側面だけでは、安全運動の推進力に不足があった。

これに対し、「能率増進」という積極的な「経済問題」の提示は、経営者が安全運動に、より強い関心を示す可能性を持っていた。安全運動が能率増進に役立つことを社会的に誇示できれば、安全運動の拡大に有利であった。「能率増進を来さんとすれば先づ我が安全第一で無ければならぬ」（蒲生 1918:29）という主張は、安全運動が能率の増進を促し、利益を生み出す可能性のあることを示し、安全運動に尻込みする経営者を安全運動に誘い込む効果があった⁽¹²⁾。

ただし、すでに見たように、安全運動は能率増進運動と一致するものではなかったし、また「能率増進」という観点を無視することも困難であった。したがって、日本でも合衆国と同様、「安全第一」という標語を掲げて運動を推進していたが、日本の安全運動の理念は「安全第一、能率第二」

ではなく、「安全第一、能率第一」という二元主義に特徴があったといえるだろう。つまり、「災害予防」という消極的な意味での「安全」と「能率増進」という「安全」がもたらす積極的な結果の両立を図ることであった。

そして、この二元主義は、裏を返せば、「他の者を犠牲にして」（蒲生 1943b：82）成し遂げられるべきものではないとすることから、「能率増進」のために「災害予防」が軽視されることに対する歯止めにもなっていた。したがって、この「安全第一、能率第一」という二元主義は、蒲生の言葉でいえば、「人道問題」と「経済問題」の同時解決を意味していた。

蒲生は、安全運動の理念について、労働者を守る「安全」活動を「人道問題として見たる安全」、能率増進・利潤増大を招く「安全」活動を「経済として見たる安全」とそれぞれ呼び、両者を「安全」という言葉を用いて統一的に捉えていた。すなわち、「経済活動として見たる安全も、人道問題として見たる安全も、皆楯の半面」（蒲生 1942：201）であると蒲生は述べ、「安全」の達成を媒介として、経営者のための「経済活動」と労働者のための「人道問題」の両方が互いに矛盾なく実現されると考えていた。

前者は、「経済問題」のことであり、安全運動を通じて経営者が経済的利益を獲得すること——とくに、「能率」の増進——を指し、後者は、労働者を事故から守り、延いては労働者の福祉の増進を目指そうとする「労働福祉運動」（蒲生 1942：25）を意味する。とくに、労働者の福祉または福利の増進という目的は、能率の増進という目的とともに、「消極的退嬰的」ではなく「積極的生活」に寄与するものであり、社会に対して堂々と主張できる長所を兼ね備えていた。

しかし、安全運動の目的が多様化すれば、その短所として、安全運動の理念が不明確になるだけでなく、複数の目的同士が競合・対立し、その矛盾が顕在化した場合には安全運動の推進を阻害することにもなりかねない。とくに、諸目的の中で、労働者を事故から守るという「安全」の人道

主義的な目的と「安全」の追求によって達成される工場生産の能率増進および企業の利潤増大という功利主義的な目的とは、相容れない側面があった。つまり、この2つの目的を軸とする二元主義は、一方が経営者を利する反面、他方が労働者に恩恵を与え、状況次第では利益相反関係に陥ってしまう危険性があった。

たとえば、蒲生が指摘するように、「世間には産業福利運動は金儲けにならぬから之を宣伝しても工場主が積極的に付いて来ない。矢張り能率増進とか金儲けになることで無いと駄目であると言ふ様な声を聞く」(蒲生 1936: 68) という社会の風潮——とくに経営者(工場主)の意識——は根強く、労働者の福利増進と能率増進の調和は容易ではなかった。

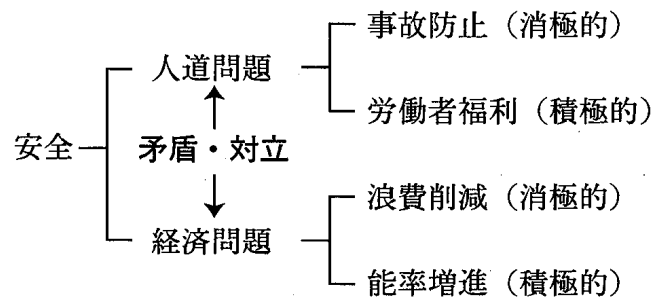
しかし、それにもかかわらず、「経済問題」すなわち「金儲けになること」を軽視しては安全運動は広がらないという厳しい現実が、皮肉にも、安全運動の二元主義の理念上の矛盾を表面化させることを防いでいたといえる。

おわりに

蒲生は、安全運動が社会に受け入れられるためには、運動の原点である人道主義だけではなく、運動を普及させる宣伝効果を意識せざるを得なかった。

なるほど安全運動が「道義的見地より出発したことは間違は無い」(蒲生 1943b: 185) と蒲生が述べるように、原点は労働者を事故から防ぐことにあったが、運動上の現実的要請から、安全運動の目的は多様化した。また、安全運動に対する世間からの「消極的退嬰的」であるという批判をかわす意味で、社会に受け入れられる「積極的」で「有用」な目的を掲げる必要があった。

しかしながら、この多様化は、運動への吸引力を増す一方で、理念の不明確化と不安定化をもたらすことにもなった。とくに、積極的建設的な目的として掲げられた「能率」の増進と労働者の「福祉」または「福利」の増進という2つの目的は、矛盾・対立する恐れがあり、それらの目的の背後にある経営者と労働者の利益相反を表面化させる危険性を含んでいた（下図参照）。



つまり、誰のための安全運動かという視点で見ると、そこには経営者と労働者という異なる立場の利益が併存しているために、安全運動を推進していく過程で、必ずしも利害が一致しない場合が予想された。すなわち、安全運動の目的における「人道問題」と「経済問題」の二元的矛盾および対立である。

安全運動の指導的役割を担っていた蒲生は、この矛盾・対立を、「経済活動として見たる安全も、人道問題として見たる安全も、皆楯の半面」であると統一的な把握していたが、それは多分に、「経済問題」を優先しなければ運動が広がらない厳しい現実が、その矛盾の表面化を押さえ、理念上の統一を辛うじて保っていたに過ぎない。

したがって、安全運動の目的が多様化する中で、とくに「人道問題」と「経済問題」の二元的な対立・矛盾の背後に、経営者と労働者の対立が構造的に潜伏していることが明らかとなり、安全運動の新たな課題として現われてきたといえる。そして、これを回避するためには、労資双方にとっ

て共通の利益を追求できる運動へ転換することが求められていた。

蒲生が、この矛盾を解決するために安全運動の諸目的——とくに二元的な目的——を、どのような新しい視点の導入によって再編し、どのように「安全」の概念を再構築しようとしたのかについて、稿を改めて論じてみたい。

注

- (1) 蒲生俊文および彼が関わった安全運動については堀口(2002a)を、また、蒲生の安全思想については堀口(2002b)を参照。
- (2) 東京電気株式会社(1899-1939年)は、1890年創設の合資会社白熱舎を起源とする電球製造企業で、東京白熱電燈球製造株式会社(1896-1899年)を経て、1899年に東京電気株式会社へ社名変更した。そして、1939年には株式会社芝浦製作所(1875年創設の田中製造所の後身)と合併して東京芝浦電気株式会社と改称(東京芝浦電気:1977)、さらに1984年以降、東芝株式会社として存続している。
- (3) 三村起一は、1914年(大正3年)に東京電気で始めていた蒲生の社内安全運動に続き、1916年(大正5年)に住友伸銅所(現、住友金属工業)で社内安全運動を開始し、のち蒲生と親交を深め、それぞれの立場から日本の安全運動の発展に尽くした(三村1980:316;中央労働災害防止協会1984:43)。そして、三村は、安全運動に取り組み始めた経緯を次のように語っている。「入社して間もないことである。ある日真夜中に電話がかかった。『ただいま重傷者が出たからすぐ来てくれ』と守衛が叫んでいる。そこで神戸の家から四時の一番電車で大阪に行き、工場の裏門から現場に飛び込んだ。大阪工場新入の工員があやまって切断機のギヤーに巻き込まれズタズタに碎かれて血にまみれた肉片と白骨の塊と果て、むしろがかぶせてあった。この惨状に私は気が遠くなった。しかしそれにもまして大衝撃を受けたのは、急を聞いて赤ん坊をおぶって駆けつけた若い細君にこのなきがらを見せた瞬間だった。こんなむごいことがあってもよいものだろうか。一日四十人からの大小の負傷者を出し、ある年は七名の殉職者を出した。いったい何事だ。生産は社会のためになるものを作るのだ。その生産者の生命身体を犠牲にしてよいものか。災害なき生産こそ真の生産だ。安全生産こそ工場生活の基本である。私はこの時から一生を安全運動に捧げようと堅く胸に刻んだのである」(三村1980:315)。
- (4) 蒲生については、合衆国の安全運動を導入していた足尾銅山の先例を知っていたこと(蒲生1930:11)が、三村については、「たまたま入手した米国の安全パンフレット」(三村1980:316)の情報が、彼らに確信を抱かせる重要な動機の一つとなったといえる。

- (5) こうした「宿命観」は、安全運動が始まる以前の合衆国においても、「労働者も経営者も信じて疑わなかった」（上野 1999:219）し、「世間も承知して」（同）いたという。
- (6) テイラーの『科学的管理法』（*The Principles of Scientific Management*）の原著は合衆国で1911年に刊行され、その邦訳は1913年（大正2年）に公刊され、日本における能率増進運動の普及のきっかけを作ったとされる（間 1990：解説 7-9）。
- (7) 岡関わった工場法および安全運動については堀口（2003）を参照。
- (8) 合衆国における安全運動生成期について、上野継義によれば、「U.S. スティール社が安全委員会の全社規模での組織化を決定したのは1908年」「アメリカ鉄鋼協会の発行した公報書は『安全第一』キャンペーンの開始を1907年」「労働史家プロディは1908年」（上野 1999:208）であるとしている。ここでは、遅くとも1908年には安全運動が始まっていたと考え、1908年とした。
- (9) 小田川は当時、古河合名会社理事を務め、同社が経営する足尾銅山の所長の職にあり、「私〔小田川〕が足尾銅山に居り現業に従事して居りました頃、自分の従事して居る事業を成べく安全にしたいと云考へと、鉱夫の智育徳育を高めたいと云ふやうな趣旨から『鉱夫之友』といふ雑誌を発行し」、「夫を労働者全体に配布し折々自分でも鉱夫に向つて講話をすると云ふやうな事をやつて居り」（小田川 1917:10）、また、「私は大正二年の頃には唯それ〔Safety First〕を安全主義、安全本位といふ様な事で話を致して居りました」（小田川 1917:11）さらに、「大正三年十一月米国旅行中の足尾銅山採鉱課長小島氏が『鉱夫之友』の紙上で『安全第一』といふ米国の流行語を紹介されましたことがあります、日本語として『安全第一』といふより『安全専一』の方が分り易いので足尾ではその頃は『安全専一』と唱へて居りまして鉱業及び工業に関係いたします処の要点を書きあつめ大正四年一月発行の『^(ママ)鉱夫の友』の付録に致しまして、『安全専一』と云ふ表題の百頁ばかりの小冊子を作り労働者各自に与へて此のセーフティー、ファーストと云ふものゝ意味をどうかして分るやうにしたいと思つて居りました〔…〕」（小田川 1917:11-12）という。
- なお、雑誌『鉱夫之友』については、「大正二年の五月に第一号を発刊」（小田川 1917:10）とある。
- (10) 内田嘉吉については、堀口（2002a:135; 2002b:3-4）を参照。
- (11) 岡にとっても、蒲生と同様、安全運動が経済的利益をもたらすがゆえに必要なとする議論は、「米国等の実例に徴するに工場に於て災害予防の為に安全装置を設置することは職工保護と云ふよりも、寧ろ労働能率を増進し工業主の利益を増加せんとする動機から行はれて居〔る〕」（岡 1917a:21）ことを意味し、「職工保護」という人道主義的な観点を軽視することに通じるがゆえに、不満があった。
- なぜなら、岡は、日本で最初の労働者保護立法としての工場法——工場法お

よびその関連法令のなかに労働災害の補償および予防に関する規定が盛り込まれた——の1911年（明治44年）の公布および1916（大正5年）の施行に際して中心的な役割を果たしたが、それは「弱者ノ位置」（岡 1917c:250）にある「労働者ヲ保護セサルヘカラス」（岡 1917c:1151）とする考えに立脚していたからである。

もっとも、この労働者保護思想の背後には、結局のところ、「事業の繁栄」（つまり、企業の経済的利益の追求）および「国富の増進」（岡 1917a:21）といった人道主義的とはいえない動機も存在していたとはいえ、岡は、「我国に於ては工業家は必しも利益のみを目的として工業を経営するに非ず、傍ら経済上の弱者たる職工を保護愛撫すると謂ふ独特なる情誼美風が存在」（岡 1917a:21）し、その欧米にはない日本の「独特なる仁慈を以て職工を保護する為め〔…〕所謂安全第一主義を実行し、工場災害を絶滅せんことを希望して已まない」（岡 1917a:21）と述べ、安全運動の意義が単なる経済的利益を越えた人道主義的な動機に基づいていることを強調している。岡においても、蒲生と同様、安全運動が単に個人の自発性に期待して「仁慈を以て」おこなわれる慈善活動ではなく、法的小および制度的な枠組みを整備する中で社会的に解決すべき課題だと受け止めていた。

ただし、岡の独自性は、「最モ同情ヲ寄スヘキモノ」（岡 1917c:784）である被災労働者を保護し、過大に「工業主ノ利害ヲ害スルコト」（岡 1917c:786）なく、工業化の推進により「国富ヲ増進スルノミナラス之ヲ以テ国ヲ護リ之ヲ以テ国ヲ興ス」（岡 1917c:573）という工場労働者・工場経営者・国家の3者が、ともに共存可能な調整を政策上、実施することに意を注いだ点にある。

- (12) 「能率増進」を謳い文句として安全運動を奨励する主張は、当時、工場法の実施責任者として政府の立場から労働者保護に取り組んでいた農商務省の官僚、岡実（1873-1939年）もおこなっている。実際、岡は、「災害の予防と能率の増進とは、実に緊密なる関係がある」（岡 1917a:15）と述べ、工場の生産性を高め、生産量および品質の向上により一層の収益増を図るためにこそ、安全運動が効果的であることを指摘して、能率増進のための安全運動の必要性を説いていた（堀口 2003:42-43）。

文 献

- 上野継義, 1995, 「合衆国労働統計局の安全運動批判——セイフティマンの安全思想の特質——」中央大学商学研究会『商学論纂』36(3・4):109-146.
- , 1997, 「革新主義期アメリカにおける安全運動と移民労働者——セイフティ・マンによる「安全の福音」伝道——」アメリカ学会『アメリカ研究』31:19-40.
- , 1999, 「アーサー・H・ヤングとその時代——職場文化と職業意識に即

- して、1882～1905年——」京都産業大学経済経営学会『経済経営論叢』33(4)：201-222.
- 岡実, 1917a, 「工場と安全第一」安全第一協会『安全第一』1(1)：15-21.
- , 1917b, 「安全第一は生産第一なり——四月三日第一回総会に於ける講演——」安全第一協会『安全第一』1(2)：1-9.
- , 1917c, 『工場法論 改訂増補第三版』有斐閣.
- 小田川全之, 1917, 「工業と安全第一——四月三日第一回総会に於ける講演——」安全第一協会『安全第一』1(2)：10-16.
- 蒲生俊文, 1917a, 「大乘安全第一と小乗安全第一」安全第一協会『安全第一』1(3)：54-56.
- , 1917b, 「経済より見たる安全組織」安全第一協会『安全第一』1(7)：10-13.
- , 1918, 「事故の減少は能率の増進なり」安全第一協会『安全第一』2(7)：29-31.
- , 1926, 『工場災害予防の話』産業福利協会.
- , 1930, 「日本に於ける我が安全運動と其哲学」芦野太蔵『安全の闘將 蒲生俊文先生』(非売品)：10-21.
- , 1936, 『新管理道』歷程社.
- , 1937, 『新労働管理』(産業衛生講座 第一巻)保健衛生協会.
- , 1942, 『安全運動三十年』奨工新聞社.
- , 1943a, 「災害の絶対防止」労力新聞編集部『必勝増産戦』先生書店：141-150.
- , 1943b, 『戦時下の産業安全運動』大日本雄弁会講談社.
- 中央労働災害防止協会, 1984, 『安全衛生運動史——労働保護から快適職場への七〇年——』中央労働災害防止協会.
- 東京芝浦電気, 1977, 『東芝百年史』東京芝浦電気.
- 間宏, 1990, 『日本労務管理史 資料集 第一期第8巻(科学的管理法の導入)』五山堂書店.
- 堀口良一, 2002a, 「蒲生俊文と安全運動」近畿大学法学会『近畿大学法学』49(2・3)：127-163.
- , 2002b, 「機関誌『安全第一』に見る蒲生俊文の安全思想」近畿大学法学会『近畿大学法学』50(1)：1-67.
- , 2003, 「工場法と安全運動——岡実における職工保護の思想——」近畿大学法学会『近畿大学法学』51(2)：23-57.
- 三村起一, 1980, 「私の履歴書」日本経済新聞社『私の履歴書 経済人6』日本経済新聞社：249-319.
- 三宅やす子, [1923] 1986, 『未亡人論』(叢書『青鞜』の女たち 第19巻)不二出版.